

○東かがわ市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

令和8年3月5日条例第3号

東かがわ市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

インターネットの普及は、AI技術の進展も相まって多様なコミュニケーションや情報発信、情報収集を可能にして、私たちの社会に大きな恩恵をもたらしている。一方で、インターネットの拡散性、非対面性その他の特性に起因して、その使い方や投稿の表現等によって、誤った情報や嫌がらせによる風評被害が瞬時に拡大し、いったん世界中に発信された情報を消去することは困難である。そのことで、他人の名誉や感情を傷つける^{ひぼう}誹謗中傷、プライバシーの侵害等の人権侵害が容易に行われる問題が発生している。さらには、相手を傷つける意図がない場合であっても、相手に対する思いやりが欠けた発信を行うことにより、相手が傷つき、結果的に自身が行為者となる事態も起きている。

このようなことから、市民等がインターネット上の誹謗中傷による被害者にも行為者にもなり得るという認識の下、正しくインターネットを活用する知識と能力を身に付けることが重要である。

よって、ここに、全ての市民等が、互いに基本的人権を尊重しつつ、インターネットの恩恵を享受できる、安全で安心な地域社会を実現することをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、基本理念を定め、市民の誰もが被害者にも行為者にもならないよう、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。）等による権利及び法的に保護される利益を侵害する情報（以下この号において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は本市の区域内に

において事業を営む個人若しくは法人その他の団体をいう。

(3) 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活、経済活動等被害を受けた者をいう。

(4) 行為者 誹謗中傷等を行った者をいう。

(5) インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なマナーを理解して、正しく情報を取捨選択し、適正な情報を発信し、及びインターネット上のトラブルを回避して、インターネットを正しく活用する能力をいう。

(基本理念)

第3条 インターネット上の誹謗中傷等の防止は、プライバシー権等の基本的人権に対する市民等の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨とするものとし、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由及び権利を侵害するものであってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、被害者及び行為者を発生させないための施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(連携協力)

第6条 市は、第4条の施策を円滑に推進するため、国、県その他の関係機関と連携を図らなければならない。

(基本施策)

第7条 市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策

(2) 市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策

(3) 被害者になるおそれのある者、被害者及びインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談支援体制の整備

(4) 前3号に掲げるもののほか、被害者及び行為者を発生させないための施策

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。